

越後石山駅前地域交流拠点施設等整備事業調達に係る詳細検討及びアドバイザー業務 優先交渉権者選定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越後石山駅前地域交流拠点施設等整備事業調達に係る詳細検討及びアドバイザー業務優先交渉権者選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 越後石山駅前地域交流拠点施設等整備事業調達に係る詳細検討及びアドバイザー業務の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、選定会議を設置する。

(協議事項)

第3条 選定会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 提案の評価
- (2) 優先交渉権者の決定
- (3) その他公募型プロポーザルを実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 選定会議は、別表に掲げる職にある委員5人により構成する。

(委員長)

第5条 選定会議に委員長を置く。

- 2 委員長は東区地域課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 選定会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議を進行する議長は委員長とする。
- 3 選定会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、選定会議の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 選定会議の事務局は、東区地域課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月13日から施行し、優先交渉権者が決定した日の翌日にその効力を失う。

別 表

越後石山駅前地域交流拠点施設等整備事業調達に係る詳細検討及びアドバイザー業務優先交渉権者選定会議委員名簿（順不同）

	職名
委員長	東区地域課長
委員	東区総務課長
	東区建設課長
	東区石山出張所長
	財産活用課長